

『今や認知症対策だけではない、事業承継対策に使える家族信託・民事信託の活用術』

売買や贈与ではない、相続でもない：『第二の株式譲渡の方法』を紹介

★手元資金なしに、経営承継が先行できる。
★元気がなちは、後継者にまだ実権を渡したくない。
こんな手法があれば、どうだろうか？

1. 背景

近年、事業承継に民事信託を活用している会社が増えている。この背景として、信託が経営者の不測の事態への備えになり、また経営者の想いに寄り添えるツールとして広く周知されるようになったことが挙げられる。

例えば、経営者に事故・病気が発生したために時間に追われ、納得のいく事業承継が実現できなくなったり、事業承継対策に時間をかけ過ぎて経営者が認知症を発症し、対策がとん挫したといった話を聞いたことはないだろうか。認知症や病気を患い意思表示ができなくなると、経営者の持つ株式の議決権行使ができなくなり、株主総会の決議事項である決算の承認、役員改選、定款変更等ができず、事業承継どころか会社の存続すら危うくなることもある。

2. 民事信託（家族信託）と商事信託の違い

「民事信託」は、信託銀行や信託会社が行う商事信託とは異なる。商事信託は、預かる人（受

託者）が、信託報酬を得るために「業」として行うもので、信託業法上の免許が必要である。これに対して民事信託は、財産を預かる人（受託者）が、営利を目的としない信託で、信託業法上の免許は不要である。民事信託の中でも、財産を預かる人が家族や親族である信託を「家族信託」と呼んでいる。本文では「民事信託」と統一する。

3. 民事信託とは

民事信託とは、財産の所有者（委託者）が、信頼できる人や法人（受託者）に、その財産（信託財産）を預け、一定の目的（信託の目的）の達成のために、信託財産の管理・処分等を託し、信託財産から得られる権利や利益（受益権）を定められた人（受益者）に給付する財産管理の一手法である。

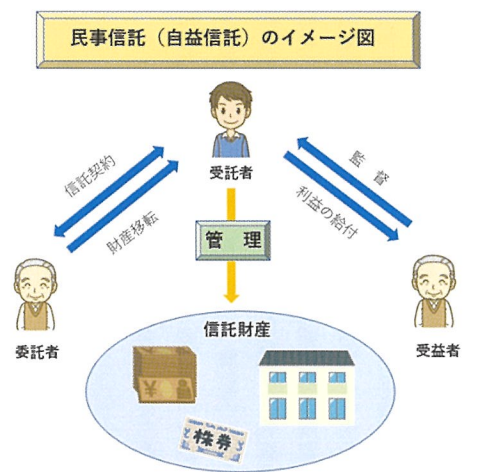
株式についても、この民事信託の手法を応用して信託することができる。株式信託は、株式という所有権を議決権（共益権）と配当をもらう権利（自益権）に分解して、共益権のみ後継者に預ける手法である。後継者に経営権を預けているので、焦らず、じっくり事業承継に取り組むことができる。

4. 活用例

以下、民事信託が会社の不測の事態を回避するための対策だけでなく、経営者の想いに寄り添った柔軟な設計ができることを紹介する。

①株式の議決権を信託するだけなので、信託設定時は贈与税がかからない

議決権（共益権）を後継者に預け、配当をもらう権利等（自益権）を経営者に残しておくことで、信託設定時は無税で後継者に経営権のみ承継できる（自益信託）。法律上の所有者は受託者に変更されるが、税務上は、実質上の



※民事信託においては課税が生じることを防ぐため、『委託者＝受益者』とするケースが多い（自益信託）

利益である自益権の所持者に課税されるからである。

②手元資金なしに、後継者へ経営の承継を先行できる

株価が高く、後継者に株式の購入資金がなくても、①の手法を使えば株式を買い取る必要がないため、後継者への経営承継を先行することができる。

③現経営者に「指図権」を設定することで、信託後もこれまで通りの経営を継続できる

②を実行した場合でも、元気がなちは自ら経営していたいという経営者の想いは、議決権に「指図権」を設定することで叶えることができる。万一、病気等により現経営者が議決権行使できなくなった場合は、もともとこの信託の特性通り後継者が議決権行使できるので、経営の凍結を防ぐことができる。

※指図権とは、信託財産の管理、処分や、株式の議決権の行使の方法や判断を、受託者に対して指図できる権利をいう。信託法上の規定はないが、信託契約により委託者や受益者に与えることができることされている。

④後戻りが可能

誰を後継者にするか決まっていらない状況でも信託は有用である。株式信託の設定時が無税なのは前述のとおりだが、信託契約を解除した場合も税金がかからない。経営権も戻すことができる。つまり、お試し信託が可能であり、株式信託には気軽に着手できるというメリットがある。

⑤会社の定款及び登記事項の変更が不要である
種類株式と違い、株式信託は会社の定款や登記の変更が不要なので、対外的には、その実行の有無がわからない。ただし、法人税申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」には、

受託者の記載がされるため、金融機関等には事前に打ち合わせしておくことが望ましい。

⑥事業の承継先を子、子の次は孫へと経営者自ら順次指定できる

株式信託には、遺言と異なり、信託契約に基づいて直ちに次世代へ承継させることができるので、経営の空白期間を回避することができるという大きなメリットがある。

さらに、長子承継を意識する経営者も多いが、長男には配偶者がいて子供がいらない、二男には子供がいるというケースがある。このケースでは遺言によって長男に株式を取得させても、長男が亡くなればその配偶者が株式の相続人になる。遺言では次の相続人までしか指定できないが、信託を活用すれば承継先をまずは長男、その後は「男の子供と指定することもできる。」

「経営者→長男→二男の子供」へと株式が承継されるよう信託で設計することも遺言では実現できない信託のメリットである。

⑦株式信託には後継者への議決権の集中と、遺留分対策が両立できる手法がある

株式の議決権を後継者に預け、受益権を後継者と遺留分権利者へ承継させ、資金ができた段階で、後継者が受益権を買

制約なく資産等の管理運用が可能な家族信託・民事信託

各制度の比較一覧

| | 健全状態 | 判断能力喪失 | 相続 | 二次相続 |
|-------|------------------------|-------------------|------|--------|
| 法定後見人 | | 後見人対応 財産管理は制約的 | | |
| 遺言 | 作成 | 対応しない | 遺言執行 | 対応できない |
| 信託 | 家族信託・民事信託なら全ての段階で対応が可能 | | | |

家族信託・民事信託をしておけば、将来的な資産や経営の凍結防止から死亡後の相続・二次相続まで全て対応ができる

⑧M&Aの実現
委託者である経営者は、株式の売却を信託の目的の一つにできる。それにより、仮に経営者が認知症になった後においても、受託者は、委託者の想いを実現して、M&Aを実行することができる（委託者の意思凍結機能）。当然、受益者も経営者（自益信託）にしているケースが多いので、M&Aによる売却代金は、経営者自身が受け取ることにになり、生活費、医療費等に活用できる。これは、成年後見制度によっては、実現が困難である。

5. 終わりに

以上は、ほんの一例である。民事信託の活用は経営者の想いに寄り添った柔軟な設計ができるため事業承継支援者にとっては欠かせないツールである。民事信託を活用することで、経営者にとって理想的な事業承継の実現に役立てて欲しい。



谷 松生

事業承継士、司法書士、行政書士、民事信託士
あすか中央司法書士・行政書士事務所 代表
株式会社カタリスト・アソシエイツ 代表取締役
一般社団法人民事信託総合研究所 代表理事